

食品の収去検査(輸入品)

区 分	検査した収 去検体数	違反検体数	食品表示法											食品衛生法 20条	健康増進法 31条1項	その他 違反件数	行政処分延べ件数				行政処分以外の措置延べ件数				告発件数
			衛生事項							保健事項			品質事項 (旧JAS法 由来のもの)				食品表示法		食品衛生法		口頭による 改善指導		書面による 改善指導		
			アレルギー	期限表示	保存方法	製造者 加工者	添加物	その他	栄養成分	機能性表示	その他	4条の規定に 基づく表示基 準違反によ る6条8項の 処分					4条の規定に 基づく表示基 準違反によ る6条5項の 処分	20条違反に よる55条の 処分	20条違反に よる54条の 処分	食品表示法 4条の規定に基 づく表示基準	食品衛生法 20条	食品表示法 4条の規定に基 づく表示基準	食品衛生法 20条		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)		
魚介類																									
魚介類加工品	1																								
食肉																									
食肉製品及び食肉加工品																									
卵及びその加工品																									
乳																									
乳製品及び乳類加工品																									
アイスクリーム類・氷菓																									
穀物																									
めん類																									
もち																									
菓子類																									
(上記以外の)穀類加工品																									
生鮮野菜及び果物																									
野菜果物乾燥品及び加工品																									
豆腐及びその加工品																									
漬物																									
(上記以外の)野菜・果物の加工品																									
そうざい及びその半製品																									
弁当																									
冷凍食品																									
無加熱摂取冷凍食品																									
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品																									
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品																									
生食用冷凍鮮魚介類																									
かん詰又はびん詰め食品																									
清涼飲料水																									
酒精飲料																									
氷雪																									
水																									
調味料																									
その他の食品																									
添加物及びその製剤																									
合計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		